

除却促進関連支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

文化住宅等を除却し売却
する土地所有者
除却後空き地として所有
する土地所有者に 助成

令和7年度で
助成が
終了します！

対象区域

★住宅事業者は除きます。また、両制度の併用はできません

下記の住宅市街地総合整備事業区域内

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区
- 守口市/東部地区・大日・八雲東町地区（八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

※除却促進支援については大阪府密集市街地整備方針に位置づけられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」（「危険密集」）内に限ります

*対象物件が区域内にあるか不明な場合は当センターホームページでご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください

助成要件・助成金額

対象となる建物：老朽建築物等^{※1} 又は文化住宅等^{※2}

文化住宅等を除却して売却する場合

【助成金額】

売買契約書における敷地面積

- ・文化住宅等 : 3,000円/m²（上限 90万円/件）
- ・特定建築物^{※3}: 5,000円/m²（上限150万円/件）

◆助成決定日から2年以内に除却工事及び土地所有権の移転登記の完了が必要です

除却後空き地として所有し管理する場合

【助成金額】

固定資産税課税対象面積

- ・1,000円/m²で上限30万円/1回（1年）、助成回数は3回（3年）が限度

◆平均焼失率低減効果が高いとして地元市が位置付ける区域等における老朽建築物等、敷地面積（登記面積）が100m²以上の文化住宅等、建築面積が200m²以上の老朽建築物等のいずれかが対象です

◆助成決定日から1年以内に除却工事の完了が必要です

除却跡地で収益事業を行う場合は対象となりません。その他要件についてはお問い合わせください。

※1 老朽建築物等：昭和56年5月31日以前の建築物又は耐用年数を経過した建築物（木造は22年）（耐火性のある建築物・附属建築物を除く）

※2 文化住宅等：老朽建築物等のうち木造共同住宅(文化・アパート)又は木造長屋住宅（重ね建て住宅含む）

※3 特定建築物：危険密集の整備アクションプログラム等において、平均焼失率低減効果が高いとして地元市が位置付ける区域等における老朽建築物等、または危険密集内の建築面積200m²以上の老朽建築物等



★令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります★

